

公共事業再評価*に関する課題の検討*

柏谷 増男**

by Masuo Kashiwadani

1. 公共事業の再評価

平成10年度より、運輸、建設、農水省等6省庁所管公共事業について、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択された公共事業についての再評価システムが導入された。

建設省所管事業について述べると、対象となる事業の範囲は直轄事業、公団施工事業、補助事業等であり、この制度に基づいて、各地方建設局や地方公共団体等に公共事業再評価委員会あるいは公共事業評価監視委員会が設置され、土木計画学を専門とする多数の研究者も委員として参加している。

これらの委員会では公共事業を実務的にどのように評価すべきかという点とともに、各個別の公共事業実施制度の評価面から見た問題点がいくつも見られるように思われる。それらの多くは土木計画学にとって新しい研究分野となりうる可能性を持っている。本スペシャルセッションでは現在実施されている公共事業再評価システムそのものの改善策や現行の公共事業実施制度の改善についての実務的研究課題とともに、応用面をも含めた公共事業評価手法そのものに関するより理論的な研究課題の発掘等についても討議を行いたい。

2. 建設省所管公共事業の再評価実施要領について

実施要領は所管の各省ごとにまとめられているが、ここでは建設省資料¹⁾に基づいてその概要を述べる。

(1) 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る。事業の継続を必要に応じて見直し、

場合によっては事業を中止、休止する。

(2) 対象となる事業と実施主体

- ・直轄事業…地方建設局等。
- ・公団施工事業…公団によって異なる。例えば、水源開発公団では地方建設局等、日本道路公団は独自に実施。
- ・補助事業等…地方公共団体等。
- (3) 再評価を実施する事業
- ・事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業。
- ・事業採択後10年間を経過した時点で継続中の事業。
- ・事業採択前の準備・計画段階で5年間が経過している事業。

ただし、大規模公共事業については別途に審議会等を設けて評価する。

(4) 再評価実施の視点

- ・事業の進捗状況。
- ・事業を巡る社会経済情勢等の変化。
- ・事業採択時の費用対効果分析の要因の変化。
- ・コスト縮減や代替案立案等の可能性。

(5) 評価手法の設定

チェックリスト等による評価手法、詳細な評価手法等事業の状況に応じて適切な評価手法を設定する。

(6) 客観性、透明性の確保

- ・学識経験者等から構成される事業評価監視委員会(仮称)を各地方建設局、都道府県、政令市、公団ごとに原則として1つ設置し、意見を聞き、尊重する。
- ・評価結果、対応方法等を結論に至った経緯、再評価の根拠等とともに積極的に公表する。

(7) 新規事業採択時評価について

新規事業採択時の評価をできるだけ早急に実施することとしている。対象となる事業は、直轄事業、公団施工事業、補助事業等で、事業費を新たに予算化しようとする事業、または準備・計画に要する費用を新たに予算化しようとする事業について、建設本省が評

*keywords: 公共事業再評価, 公共事業, 費用・効果分析,

**フェロー、工博、愛媛大学工学部環境建設工学科

(〒790-8577 松山市文京町, TEL 089(927)9825, FAX 089(927)9843)

価を実施する。評価手法の策定・改善に当たっては学識経験者等から構成された評価手法研究委員会（仮称）を設置して意見を聞き、評価結果、採択箇所等を評価手法と共に積極的に公表する。

3. 再評価委員会で感じた問題点と研究課題

筆者は建設省四国地方建設局の事業評価監視委員会と愛媛県公共事業再評価委員会に出席して意見を述べた。以下に筆者が感じた問題点や研究課題を順不同に述べる。これらの文中には事業制度についての筆者の無知や無理解等に基づく誤りが含まれている可能性があるが、土木計画学の新しい研究課題の発掘のための問題提起という点を重視して、あえて書かせていただきたい。また、愛媛県公共事業再評価委員会では建設省関連の他、運輸、農水各省所管の事業をも対象としたため、問題点や研究課題は建設省関連の事業に留まらない点にも注意されたい。

（１）審議対象案件の抽出法

対象事業数が多いと審議対象案件を抽出しなければならない。特に平成１０年度は初めての試みであったこと、また初年度のために対象事業数が多かったこと等のため、各委員会ともに抽出に苦労したと思われる。おおむね、進捗率、費用・便益比の値、事業経過年数、事業規模、地元の反対運動等が考慮されたと考えられるが、事業種別ごとの全国の各事業の数値の分布図等を作成し、ある程度の客観化を計るべきと思われる。

（２）費用・便益比の計算について

補助事業の場合には対象事業のほとんどが簡便法的な手法で計算されているが、その計算手順や基礎データなどが資料として提出されていない。また、地方自治体では、本省で指示された手順に沿って地元で計算作業を行ったと思われるが、費用・便益分析に明るい職員が少ないこともあって、驚くような数字が出されていることもあった。

（３）事業計画制度にかかわる問題点

当初の全体事業認可は大雑把に行い、見直しや計画変更がしばしば行われている。また、補助採択時と事業実施時との間に大幅な設計変更があり、工事費が倍以上に増加しているにもかかわらず、担当者には特に

問題と意識されていない。事前の評価が甘いのではないかと考えられるが、従来からの方法として定着しているのではないかと疑いも感じられる。

（４）社会経済情勢の変化に対する事業計画の対応

農水省関連の事業では、人口や市場の条件などの想定が一般常識とは異なっているのではないかと疑問がある。特に人口減少の著しい過疎地ではそれが効果算定に反映されていないように感じられる。河川事業では、時代が変化して親水性が重視されているにもかかわらず、過去の都市計画決定にひきずられて対応できないケースがあった。事業そのものとしてはいたしかたないが、今後の在り方について考えさせられた。

（５）事業期間と割引率

河川や下水道事業等では事業期間があまりに長期であり、再評価制度になじまないように思われる。また、事業計画期間が必ずしも厳密に定められていなく、現場の事情や地元の財政的理由により事業期間が大幅に遅れているものが見られた。割引率を考慮すれば事業期間の変更により、費用・便益比の値が大きく変わるはずであるが、現場の事業担当者には割引率の概念が乏しい。

（６）小規模事業について

さまざまな理由があるようであるが、事業対象箇所が多く、１事業当たりの単年度事業費が小規模の補助事業が多く見られる。悪く言えば“ばらまき”であり、必然的に事業期間が長くなり、社会経済条件の変化や費用・便益比の値の変更、場合によっては事業中の災害による工事の手戻りなど等が懸念される。

（７）事業の縦割り性

農道や林道と道路事業等が平行して実施されている場合が考えられる。この場合効果算定や代替的事业の検討に省庁の枠を越えた検討がなされたのであろうか疑問である。

（８）その他

・再評価結果のカテゴリー分類、不確実性への対応、再評価委員会の公開性の程度等も新たな検討もしくは研究課題である。

参考文献、１）建設省、建設省所管公共事業の再評価実施要領及び新規事業採択時評価実施要領について、平成１０年３月。